

「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」等に係るコメントの概要
及びコメントに対する金融庁の考え方

	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>銀行法施行規則 1 条の 3 の 3 第 5 号のみが追加されると、企業グループ内での電子決済等代行業相当行為のみが適用除外とされ、その反対解釈として、実務上、普通になされている行為が不適法と解釈されるおそれがありますので、5号を追加するのはやめた方がよいのではないのでしょうか。</p> <p>例えば、SPC の AM や事務管理会社が、SPC から委託を受けて、電子情報処理組織を用いて（例えばネットバンキングのサイトを利用して）、SPC の名義の預金口座からの振込み指図を行うことや、ネットバンキングにより得た情報を SPC に報告することが、営業として（他の AM 業務や事務受託業務も受託する中で対価を取っており営業となると思われます）、電子決済等代行業となってしまう。</p> <p>ご当局は、ストラクチャード・ファイナンス等による AM 業務等としてのネットバンキング利用につき、すべからく電子決済等代行業の登録を求めのお考えでしょうか。新たに適用除外の規定を設けるか、または、何か実務上の混乱が生じない整理をご教示いただけないでしょうか。</p>	<p>一般論としては、委託者の保有する口座に関して銀行法第 2 条第 21 項各号に該当する行為を行う場合には、電子決済等代行業に該当しますが、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられます。なお、御指摘の行為類型について、具体的なニーズ等を踏まえつつ、利用者の保護に欠けるおそれが少ないと認められるものとして内閣府令に規定することができるかについては、検討いたします。</p>
2	<p>銀行法施行規則 13 条の 2 第 1 項第 1 号イの「子法人等」の定義の削除をご検討ください（規則 1 条の 3 の 3 第 5 号で先行して定義されるためです）。</p>	<p>銀行法施行規則においては、「子法人等」の定義が複数存在しているところ、御指摘の条文における定義を明確にするため、原案維持といたします。</p>

3

銀行法施行規則 13 条の 6 の 12 のうち、方針の決定・公表は、元々、「法律」の附則のレベルで設けられていた義務賦課事項であり、これを委任の根拠なくして規則で設けることは、許されないのではないのでしょうか。

銀行法 12 条の 2 第 2 項に委任の根拠がある（措置、すなわち、「ある事柄の始末をつけるための手続き又は取り計らって決まりをつけること」という語は法 12 条の 2 第 2 項に表れている）、とのご整理かもしれませんが、同項に規定するような「健全かつ適切な運営を確保するための措置」という抽象的な規定に基づいて、（体制整備のような抽象的な事項を超えて）具体的な行為義務まで導き出すことは、委任の根拠として抽象的すぎるのであり、法律による委任として許される範囲を超えているのではないのでしょうか（例えば、有斐閣法律学小辞典の「法律の委任」の項には、「国会が国の唯一の立法機関である〔憲 41〕ことからすれば、法律の委任は個別具体的でなければならない。白紙委任・包括的な委任を行う法律は違憲となる」とあります）。

もし許されるというご整理であれば、法律事項で書かれている事項のうち「措置」といえるような作為義務事項（例えば銀行法 12 条の 2 第 1 項、法 13 条の 4 が準用する金商法 37 条の 3 第 1 項第 1 号等、法 16 条 1 項、法 18 条、法 19 条等）が、それらは全て「健全かつ適切な運営を確保するための措置」ですから、法 12 条の 2 第 2 項のみを根拠として、規則のみで規定することができるという整理になりかねません。

上記例示いたしました条項について、ご当局は「法 12 条の 2 第 2 項のみを根拠として、規則のみで規定することができる」「憲法 41 条との関係でも問題ない」というご整理かお聞かせください。

また、「法 12 条の 2 第 2 項のみを根拠として、規則のみで規定することができる」ことができる内容と、そうでない内容があるとしたら、その境界の目安をご教示ください。

銀行法施行規則第 13 条の 6 の 12 は、銀行の業務に係る重要な事項の顧客への説明等を例示している銀行法第 12 条の 2 第 2 項の規定の文言の他、銀行の業務の健全かつ適切な運営の確保を図る銀行法全体の趣旨・目的、規定される義務の程度等に照らして、同項の委任の範囲内であると考えられます。

その他、今回の改正の対象外である作為義務事項に関する御意見は、本意見募集の対象外と考えます。

4	<p>「銀行の電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針に関する内閣府令」は、その役割を終え、廃止することになりますでしょうか。</p>	<p>御理解の通りです。</p>
5	<p>預金者からの委託を受けた法人等（以下「受託者」）が、同じ法人等集団に属する他の法人等（以下「再受託者」）に「法第二条第二十一項各号に掲げる行為」を委託した場合、当該預金者自身は、受託者および再受託者と同じ法人等集団に属していないとしても、再受託者が行う「法第二条第二十一項各号に掲げる行為」は、同じ法人等集団に属する法人等である受託者から委託を受けて行う行為であるから、本号が適用されて、電子決済等代行業の適用除外になるという理解でよいか。</p> <p>原案の、「(その各段階において当該法人等集団に属する法人等が受けるものに限る。)」という文言から、二段階の委託の場合には、各段階で委託を「受ける」ものが行為者（再受託者）と同じ法人等集団に属することで足り、一段階目の委託者である預金者が当該法人等集団に属していなくても、受託者が再受託者と同じ法人等集団に属してさえいれば、本号の適用があると考えられるものである。</p> <p>もし、上記の理解ではなく、預金者自身も受託者および再受託者と同じ法人等集団に属していない限り、本条5号が適用されないということであれば、その理由を示していただくとともに、その旨が明確に読み取れるよう条文を修正いただきたい。</p>	<p>本改正は、預金者等が法人等と同じ法人等集団に属している場合に限って、一般利用者の保護の必要性がないことと、法人等の事務の効率化・デジタル化の促進を考慮し、電子決済等代行業の適用除外とするものです。御指摘を踏まえ、条文を修正いたしました。</p>